

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和2年8月13日
招集年月日	令和2年8月21日
招集場所	知立市中央公民館 2階 第1・2展示室
参集時間	午後1時56分、委員18名、事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：平澤信幸 中野明夫 岡田教孝 石川勝幸 計18名
事務局	近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠席委員	なし
途中退席者	2 高村昭広 (議案第4号審議中(農業委員会等に関する法律第31条：議事参与の制限))
開会時間	午後2時02分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。(会長)
日程第一	午後2時03分 議事録署名委員の指名 5 高木芳夫 6 永田治男 委員を指名します。(会長)
日程第二	議案の審議
第1号議案 1番 2番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員6：申出人は20年前までは、自身で農作業を行っていました。病気を患ってから は、妻が農業を手伝っていました。現在は、認定農業者である加藤正行さんが 農作業を行っています。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はあり ますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは証明することといたします。 (午後2時08分)

	【議案第 1 号 2 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 13：証明する主たる従事者の妻は数年前に亡くなっています。申出する土地は区画整理地区にあたり、仮換地の状態です。現在は、保全管理がされている状態です。申出人である息子は、本業があり農業従事をしておらず、他に所有農地也没有ありません。以上のことから、今回の解除はやむを得ないと思います。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは証明することといたします。 （午後 2 時 1 0 分）
第 2 号 議 案 1 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 2 号について議案書をもとに説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答のご報告いただきますようよろしくお願いします。 （午後 2 時 1 2 分）
第 3 号 議 案 1 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 3 号について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 4：相続人は農作業をしっかりと行っておりますので、問題ないと思います。 会 長：地元の委員さんより意見がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは証明することといたします。 （午後 2 時 1 5 分）
第 4 号 議 案 1 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 【議案第 4 号について議案書をもとに説明】 会 長：何かご質問、ご意見等がありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは、承認することといたします。

	(午後 2 時 1 9 分)
—	委員 2 : 議案第 4 号 1 番の農地について、私が耕作者として利用権設定した農地ですが、以前、今回の該当地の南側で農地転用の計画があり、その計画が北側へ変更になったことに伴い、今回の該当地での農地転用の計画になったため、利用権設定を途中解約しました。しかし、その計画も最終的に白紙になったため、今回、改めて利用権設定を行いました。現状、農地転用の計画がある場合は、所有者と事業者が先行して計画をかため、耕作者への報告は計画が決定し、事業が動く段階で、所有者が利用権を解約する書類を持ってきて、初めて計画を知らされることが多いです。こちらの農地は、農地転用の計画があったため、当初は大豆の作付けを行わない予定でしたが、計画の白紙に伴い、急遽、大豆の作付けを行うことになりました。今回のケースのように、事業者と所有者のみで計画が先行し、耕作者が知らない間に計画が進んでいくことが多いです。耕作者側にも作付け等の計画があるため、耕作者の意見を少しでも反映できるように、早い段階での情報の周知や、相談に来てもらえるような工夫を考えてほしいです。 事務局 : 契約等が結ばれていない窓口相談の段階で、事務局から直接的に耕作者へ計画を周知することは難しいです。ただ、所有者等から、耕作者へ早い段階で話をするように促しは行うように努めてはいます。今後、より良い対応策が見いだせるようであればご意見をいただければと思います。 委員 3 : 都市計画マスタープランや企業立地推進事業等の計画の話を農業委員会が請け負った際には、慎重に審議し、耕作者との十分な協議を図っていくことは何よりも重要だと思います。 また、今回の議案第 4 号 1 番の案件について、近隣農地において利用集積が進んでいるかについては、配布資料からはわかりませんが、市が推進している畦畔除去について、市又は耕作者が所有者へ利用集積をする際に周知していく等のルールづくりをしていくことが必要なのではないでしょうか。 事務局 : 利用集積の届出は、耕作者が提出するため、そのタイミングで事務局から所有者へ周知することは難しいですが、以前より、畦畔除去の周知等については、課題をいただいております。答えがでておりません。今後も、こちらから働きかけられることについては、検討していきたいと思っています。 会 長 : 都市計画マスタープランの際も議論いただいたことがあります。案件が出てきた時に、農業委員会で審議するのでは遅いため、計画の早い段階で事業者や土地所有者だけでなく、耕作者も含めた話を進めてほしいとしています。今後、企業立地の推進で計画が出てくることもあります。事務局も可能な限り協力し、関係者の意見も踏まえてプランを作っていくことを申出していく必要があると思っています。
	(午後 2 時 3 5 分)

日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 委 員：(意見なし) (午後 2 時 3 6 分)
日 程 第 四 そ の 他	【その他】 ・会長の常設審議委員会委員就任について（事務局長） 8 月 3 日に知立市が属する西三河地域協議会が開催され、会長が当協議会の副会長及び愛知県農業会議の常設審議委員会委員に就任することとなりました。8 月 7 日の件の常任理事会において、常設審議委員に就任するが承認され、8 月 1 2 日に最初の委員会に出席されました。任期は 3 年間となっており、委員会は月に 1 度開催されます。審議対象は、主に 3,000 ㎡以上の農地転用案件等です。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の開催について（事務局） ・総会予定表の配布について（事務局） ・活動状況報告について（事務局） ・公務災害保険について 前月総会時に、農業委員等の体験農村講習会への参加時における公務災害の判断について、質問がありましたので、事務局の見解を回答いたします。 農業委員等の体験農村講習会への参加の目的は、参加者への農業指導及び担い手育成の普及啓発活動と認識しています。一方で、公務の傍ら委員会として 1 区画を親和会からの支出で借りて、農業を楽しんでいただいています。体験農村における、作業自体は、公務とみなすことができると判断しています。 ただし、収穫祭の際に飲酒等の行為がある場合や、自宅から体験農村までの往復時の寄り道等における事故等がある場合は、それぞれの場面に応じて個別判断になります。 万が一、公務災害に該当する事案等が発生した場合は、必ず事務局への報告をお願いします。 任意保険については公務災害にあたるのですか。（委員 3） →公務災害の対象になるものは、任意保険と同様の扱いです。公務であれば対象になると認識しています。（事務局） 公務災害は条例に基づく公務災害補償、任意保険のダブルで補償があるといった認識でよいですか。（委員 3） →その通りです。（事務局） この制度は全国共通ですか。また、任意保険について、国費をあてて加入していると聞いています。あえて加入しない農業委員会もあるのでしょうか。（委員 3）

	→公務災害保険の加入は強制ではありません。加入状況については確認しておりません。公務災害は対象について一概に判断できるものではありませんが、農業委員の職務として参加する活動については、公務災害の該当になりうる可能性が高いと考えていただいて問題ないため、事案が発生した場合は、ご相談ください。農地パトロール等も当然該当します。（事務局） （午後２時４９分）
閉 会 時 間	午後２時４９分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。